

広島県告示第四百六十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営玉の井住宅、県営廿日市住宅、県営地御前住宅、県営大竹住宅、県営北栄住宅及び県営東栄住宅並びに県営玉の井住宅駐車場、県営廿日市住宅駐車場、県営地御前住宅駐車場、県営大竹住宅駐車場、県営北栄住宅駐車場及び県営東栄住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
広島県ビルメンテナ ンス協同組合 理事長 澤田 英治	広島市西区己斐本町二 丁目一九番二号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日～ 令和十二年三月三十一日